

報告第6号

専決処分(専決第13号 備前市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和5年5月1日提出

備前市長 吉村 武司

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和5年3月31日

備前市長 吉村 武司

専決第13号 備前市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和5年備前市条例第26号)

令和5年備前市条例第26号

備前市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する
条例

備前市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例(平成22年備前市条例
第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

備前市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例改正前後対照表

	改 正 後	改 正 前
<p>(特例適用の範囲)</p> <p>第2条 この条例は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)から令和7年3月31日までに、法第13条第4項又は第7項(法第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定により承認された承認地域経済牽引事業計画に従って、法第25条の確認を受けた承認地域経済牽引事業を行う承認地域経済牽引事業者(地方公共団体を除く。)が設置する施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第2条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して適用する。</p>	<p>(特例適用の範囲)</p> <p>第2条 この条例は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)から令和5年3月31日までに、法第13条第4項又は第7項(法第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定により承認された承認地域経済牽引事業計画に従って、法第25条の確認を受けた承認地域経済牽引事業を行う承認地域経済牽引事業者(地方公共団体を除く。)が設置する施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第2条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して適用する。</p>	